第十一号様式（第三十八条関係）　（日本工業規格Ａ８縦長）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所
氏名
生年月日

右は、港湾法第五十六条の五第二項の規定により同法第五十四条の十一第一項の規定による港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入るべき者であることを証する。

交付年月日
有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（職務の執行）

第五十六条の五

2　国土交通大臣又は国土交通大臣が指定する職員は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定をした港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その指定をした港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。）